第

836

뮥



1994年1月6日創刊・毎日発布

リーダァスクラブFAXニュース

(1997年) 平成9年 5月29日 未曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町 3 - 1 - 1 O Tel:06-209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 金法人クレジットカードの利用明細書と消費税

②:「品名」の記載されていない法人クレジットカードの利用明細書でも、消費税の仕入税額控除は受けられるのでしょうか。

A: 品名等が記載されたレシートを利用明細書と併せて保存することで、仕入税額控除が認められます。

## 【解説】

役員等に利用させる目的で、法人がクレジットカードのメンバーになることもありますが、カードの利用明細書には「仕入内容」の記載がないことが多く、こうした場合には、消費税の仕入税額控除における請求書等の記載要件である「課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容」が欠落していることになります。

この点について、国税庁サイドでは、利用 明細に仕入内容の記載がない場合であっても、 品名等が記載されたレシートを併せて保存す ることで仕入税額控除を認める旨を明らかに しています。

ただし、飲食店等では、レシートの発行が ない場合も多いことから、別途領収書を受領 するか、「カード利用控え」に品名等を記載 してもらう必要があります。

なお、支払対価が税込みで3万円未満であれば、請求書等の保存がなくても仕入税額控 除が認められますので、あえて仕入内容の記 載のある証憑を入手する必要はありません。







